

平成 26 年度 行政監査結果報告書

「県が加入している保険契約について」

平成 27 年 3 月

香川県監査委員

【 目 次 】

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	平成 26 年度監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査の対象とした所属	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の主な着眼点	1
5	詳細調査の対象とした所属	2
第 4	保険契約の概要	3
1	保険契約の種類	3
2	保険種別と契約方法	4
3	保険料の支出	4
	<参考資料>	
1	保険とは	5
2	保険の基本用語	5
3	保険の技術性	6
第 5	監査の結果	7
1	保険契約の状況	7
2	保険種別ごとの主な保険契約の概要	10
	(1) 詳細調査対象の保険	10
	(2) 主な保険契約の概要について	10
	ア 火災保険	11
	イ 航空・船舶保険	13
	ウ 自動車保険	17
	エ 施設賠償責任保険	20
	オ 賠償責任保険（施設賠償責任保険以外）	26
	カ 傷害保険	32
	キ その他の保険	37
第 6	監査の意見	44
1	個別意見	44
2	着眼点ごとの共通意見	48
3	その他	49
4	リスクマネジメントと保険契約について	49

◎ 保険契約の概要一覧

保険種別	保険契約	所 属	ページ
火災	建物火災共済（住宅外）	財産経営課	11
	住宅火災共済（住宅用）	財産経営課	12
航空 ・ 船舶	防災ヘリコプター 航空保険	危機管理課	14
	警察ヘリコプター 航空保険	警察本部 地域課	15
	実習船「香川丸」等 漁船保険	多度津高校	16
自動車	自動車総合保険	総務学事課	18
	自動車総合保険	警察本部会計課	19
	自賠責保険	総務学事課・警察本部会計課	19
施設 賠償 責任	県立ミュージアム本館 施設賠償責任保険	県立ミュージアム	21
	道路賠償責任保険	道路課	22
	高松港玉藻地区港湾施設 施設賠償責任保険	港湾課	23
	港湾緑地等 施設賠償責任保険	港湾課	24
	学校管理者 賠償責任保険	保健体育課	25
賠償 責任	県庁地下駐車場 賠償責任保険	財産経営課	27
	病院賠償責任保険	中央病院	28
	病院賠償責任保険	白鳥病院	29
	(独)日本スポーツ振興センター 災害共済	保健体育課	30
	インターンシップ活動保険	多度津高校	31
傷害	ワークショップ参加者 傷害保険	県立ミュージアム	34
	「香の川」パートナーシップ事業 傷害保険	河川砂防課	35
	スポーツ安全保険	保健体育課	36
その 他	収蔵歴史資料・美術品の動産総合保険	県立ミュージアム	38
	所蔵美術品の動産総合保険	東山魁夷せとうち美術館	38
	フローター展示一貫保険	県立ミュージアム	39
	特別展・寄託美術品のフローター展示保険	東山魁夷せとうち美術館	39
	自治体国際化協会派遣職員 海外旅行総合保険	人事・行革課	40
	修学旅行総合保険（引率教員分）	多度津高校	41
	実習船「香川丸」遠洋航海 海外旅行総合保険	多度津高校	42
実習船「香川丸」沿岸航海 国内旅行傷害保険	多度津高校	43	

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

第2 平成26年度監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

県が加入している保険契約について

2 選定理由

県では、様々なリスクに対応するため各種の保険に加入しているが、保険契約内容の妥当性や契約の際の競争性の確保などの課題がある。

こうしたことから、その実態を把握するとともに、保険の内容や契約方法等が経済性・効率性・有効性の観点から適正なものとなっているか検証し、今後の業務の改善に資するため、監査を実施することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成26年9月から平成27年3月まで

2 監査の対象とした所属

原則として、平成25年度に県が保険料を支払った保険契約を監査の対象とした。

なお、指定管理者制度導入施設における協定書に基づく施設賠償責任保険への加入状況についても確認した。

3 監査の実施方法

県の全ての所属に対し、平成23年度から平成25年度までの保険契約状況を把握するため、事前調査票の作成及び提出を求めた。

平成25年度中における各所属の保険契約状況は、契約数が260契約、保険料総額が118,375,642円であった。

そのうち平成25年度に50万円以上の保険料を支払っていた15所属に対して詳細調査を実施し、その結果に基づき監査を行った。

4 監査の主な着眼点

- (1) 保険の対象、目的、金額等は適正に設定されているか。
- (2) 契約の相手方の選定は適正に行われているか、競争性は確保されているか。
- (3) 毎年継続しているものについて、適宜、保険内容等の見直しを行っているか。

5 詳細調査の対象とした所属

詳細調査対象所属

所 属 名		保険契約数	
知事部局	政策部	県立ミュージアム	7
		東山魁夷せとうち美術館	4
	総務部	総務学事課	2
		財産経営課	4
		人事・行革課	3
	危機管理総局	危機管理課	1
	土木部	道路課	3
		河川砂防課	4
		港湾課	11
病院局	中央病院	4	
	白鳥病院	2	
教育委員会	保健体育課	11	
	多度津高校	5	
公安委員会	警察本部会計課	3	
	警察本部地域課	2	
合計 15 所属		66 契約	

第4 保険契約の概要

1 保険契約の種類

保険契約は、保険法（平成20年法律第56号）で、「損害保険」、「生命保険」及び「傷害疾病定額保険」の3つに区分されており、さらに「損害保険」のうち、「火災保険」「責任保険」「傷害疾病損害保険」には特則が定められている。

実際の保険商品としては、損害保険では、船舶保険、動産保険、運送保険をはじめ、損害賠償責任を負担することにより被る損害をてん補する責任保険など、各種の商品が販売されているほか、損害保険と傷害疾病定額保険を組み合わせた総合保険など、各種保険商品がある。

この報告書では、保険法の規定を参考にしつつ、県が加入している保険契約の状況を勘案して、類型等を次のとおり整理した。なお、「傷害疾病定額保険」は、特に記載がない限り「傷害保険」と記載する。

保険の類型		保険の種類
損害保険（実損てん補）	物保険 又は 財産保険	火災保険 船舶保険 動産保険 運送保険 責任保険 など
		傷害疾病損害保険
生命保険	人保険	（略）
傷害疾病定額保険（定額給付） （傷害保険（定額給付））		普通傷害保険 旅行傷害保険 など

2 保険種別と契約方法

この報告書においては、事前調査の結果を参考に、保険種別と契約方法を以下のとおり整理した。

<保険種別>

- ア 火災保険
- イ 航空・船舶保険
- ウ 自動車保険
- エ 施設賠償責任保険（県有施設での事故に起因する賠償責任を補償する保険）
- オ 賠償責任保険（施設賠償責任保険以外の賠償責任保険）
- カ 傷害保険（県が実施する事業や行事中の事故によるけがを補償する保険）
- キ その他の保険（上記に分類されないもの）

<契約方法>

- ア 一般競争入札
- イ 指名競争入札
- ウ 随意契約（複数見積り）（複数者からの見積りを比較したもの）
- エ 随意契約（3万円未満）（予定価格が3万円未満であるもの（ウを除く。））
- オ 随意契約（取扱い1者）（該当する保険を取り扱う者が1者のみであるもの）
- カ 随意契約（その他）（当該保険会社と契約する特段の理由があるもの）

<保険における、「補償」「保障」「保証」の使用例>

一般的に損害保険では「補償」、生命保険では「保障」、年金保険では「保証」の用語が使われているが、この報告書では、全て「補償」を使用することとする。

3 保険料の支出

保険料は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条第1項第5号により支出負担行為をした日の属する年度の支出となり、保険期間が2年度以上にまたがる場合であっても支出負担行為をした日（保険契約を締結した日）の属する年度に全額支出できる。

一般的に保険料の支出区分は通常払であるが、前金払や概算払で支払う場合もある。

保険料を保険会社に支払うことによって保険契約の効力が発生するため、保険料は通常払で支払うのが原則であるが、例外的に、保険会社以外の旅行会社等に支払う場合は前金払となり、保険期間終了後に履行確認をすることになる。

また、参加者や人数が確定していないボランティア保険やレクリエーション活動等の傷害保険の場合は保険料を概算払で支払い、保険期間終了後に履行確認及び精算をすることになる。

＜参考資料＞

1 保険とは

「保険」とは、経済的不利益をもたらす不測の事態に備え、多数の加入者が予測される事故発生の確率に見合った一定の掛金(保険料)を出し合っって資金を準備し、実際に事故や災害に遭遇した加入者に対しては、準備資金から財産上の給付を行うことで、個々の加入者が受けた経済的不利益を集団全体で負担しあう制度である。

保険制度を法的に見れば、「保険者」が多数の「保険契約者」との間で「保険契約」を締結し、それらが集まって成り立っているといえる。

2 保険の基本用語

保険契約（保険法 2 条 1 号）

保険者が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、保険契約者がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約をいう。

保険者（保険法 2 条 2 号）

保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。

保険契約者（保険法 2 条 3 号）

保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。

被保険者（保険法 2 条 4 号）

次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。

イ 損害保険契約（2 条 4 号イ）

損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者

ロ 生命保険契約（2 条 4 号ロ）

その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者

ハ 傷害疾病定額保険契約（2 条 4 号ハ）

その者の傷害又は疾病に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者

保険金受取人（保険法 2 条 5 号）

保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。

損害保険契約（保険法 2 条 6 号）

保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。

傷害疾病損害保険契約（保険法 2 条 7 号）

損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。）をてん補することを約するものをいう。

生命保険契約（保険法 2 条 8 号）

保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう。

傷害疾病定額保険契約（保険法 2 条 9 号）

保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

免責事由

保険者が保険金の支払義務を特定の事由が生じた場合に免れることとするのが「免責事由」である。免責事由には保険法により定められているものと、約款によって定められているものがある。前者には、戦争その他の変乱によって生じた損害や、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意又は重大な過失によって生じた損害などがあり、後者には、地震・噴火・津波等による損害などがある。

共済保険

営利を目的とするのではなく、組合員が自ら運営することを通じて、組合員に最大の利益を還元することを目的とした、保険と類似した補償事業である。

3 保険の技術性

(1) 収支相等の原則

保険集団ごとに、保険期間中の保険料の総額・運用益の合計と、保険金の支払総額・経費の合計が一致するように、保険料を算定することをいう。

(2) 給付反対給付均等の原則

保険契約者が支払う保険料と、保険事故発生の際に支払われる保険金の数学的期待値が等しいことを示す原則で、レクシスの法則ともいう。

(3) 大数の法則

個々に見れば偶然と思われる事象も、大量観察すれば、そこに一定の傾向や法則を見出せるというものである。保険制度にこの法則を当てはめるためには、必然的に、相互に独立した同種のリスクにさらされている多数の保険加入者が必要となる。

第5 監査の結果

1 保険契約の状況

調査の対象とした所属数 211 のうち、平成 25 年度に保険料を支払っているのは、112 所属であった。

(1) 保険の契約数

部局ごとの契約数と支払保険料

部 局	契約数	構成比	支払保険料(円)	構成比
知事部局	109	41.8%	52,605,921	44.5%
水道局	2	0.8%	455,569	0.4%
病院局	9	3.5%	33,673,240	28.4%
議会事務局	1	0.4%	3,978	0.0%
教育委員会	117	45.0%	16,856,126	14.2%
公安委員会	22	8.5%	14,780,808	12.5%
合 計	260	100.0%	118,375,642	100.0%

保険の契約数及び支払保険料（保険料には共済掛金を含む。以下同じ。）の総額は、260 契約、118,375,642 円であった。

(2) 保険料

保険料階層ごとの契約数と支払保険料

保険料階層	契約数	構成比	支払保険料(円)	構成比
1,000 万円以上	3	1.1%	56,451,166	47.7%
100 万円以上 1,000 万円未満	14	5.4%	49,990,941	42.2%
50 万円以上 100 万円未満	2	0.8%	1,163,734	1.0%
10 万円以上 50 万円未満	34	13.1%	7,059,626	6.0%
3 万円以上 10 万円未満	45	17.3%	2,371,919	2.0%
3 万円未満	162	62.3%	1,338,256	1.1%
合 計	260	100.0%	118,375,642	100.0%

一契約の支払保険料が 100 万円以上の契約数は、17 契約、支払保険料の合計は 106,442,107 円であり、支払保険料総額の 89.9%を占めている。一契約当たり最も支払保険料が高額であるのが、病院賠償責任保険（中央病院）の 30,650,100 円、次いで防災ヘリコプターの航空保険（危機管理課）14,164,710 円、県有建物火災共済（財産経営課）11,636,356 円となっている。

全体としては、比較的小額な保険料の契約が多い。（3 万円未満のものが 162 契約で、全体の 62.3%を占めている。）

(3) 保険種別

保険種別ごとの契約数と支払保険料

保険種別	契約数	構成比	支払保険料(円)	構成比
火災	6	2.3%	18,536,419	15.7%
航空・船舶	3	1.2%	20,554,656	17.4%
自動車	10	3.8%	18,045,079	15.2%
施設賠償責任	22	8.5%	3,048,660	4.4%
賠償責任	48	18.5%	44,145,395	35.4%
傷害	92	35.4%	6,786,752	3.9%
その他	79	30.4%	7,258,681	8.0%
合計	260	100.0%	118,375,642	100.0%

契約数を保険種別ごとに見ると、「傷害保険」が最も多く、92 契約で 35.4% を占めている。次いで旅行総合保険などの「その他の保険」が 79 契約で全体の 30.4% となっている。

支払保険料を保険種別ごとに見ると、「賠償責任保険」が最も大きく、支払保険料総額の 35.4% を占めており、次いで「航空・船舶保険」の 17.4%、「火災保険」の 15.7% となっている。

(4) 契約方法

契約方法ごとの契約数と支払保険料（1 契約 3 万円以上）

契約方法	契約数	構成比	支払保険料(円)	構成比
一般競争入札	5	5.1%	13,740,050	11.7%
指名競争入札	0	0.0%	0	0.0%
随意契約（複数見積り）	41	41.9%	5,478,677	4.7%
随意契約（取扱い 1 者）	31	31.6%	83,134,721	71.0%
随意契約（その他）	21	21.4%	14,683,938	12.5%
合計	98	100.0%	117,037,386	100.0%

県において契約締結に際して複数見積りの徴収が必要とされている、支払保険料が 1 契約 3 万円以上の保険の契約数は 98 契約、支払保険料合計は 117,037,386 円であった。

保険の契約方法を契約数で見ると、「随意契約（複数見積り）」によるものが最も多く、41 契約で 41.9% を占めている。次いで「随意契約（取扱い 1 者）」が 31 契約で 31.6%、「随意契約（その他）」が 21 契約で 21.4% となっている。「一般競争入札」によるものは、5 契約で 5.1% であった。

(5) 仕様書の作成状況

保険料階層ごとの契約数と仕様書作成状況（支払保険料が3万円以上の保険）

保険料階層	契約数 (A)	仕様書作成 (B)	仕様書作成の 割合(B/A)
1,000万円以上	3	0	0.0%
100万円以上1,000万円未満	14	6	42.9%
50万円以上100万円未満	2	1	50.0%
10万円以上50万円未満	34	9	26.5%
3万円以上10万円未満	45	13	28.9%
合計	98	29	29.6%

支払保険料が1契約3万円以上の保険のうち、仕様書を作成し、相手方に提示して契約していたものは、29契約（29.6%）であった。

(6) 指定管理者制度導入施設における施設賠償責任保険等の加入状況

県が指定管理者制度を導入している全ての公の施設において、協定等に基づき指定管理者が施設賠償責任保険等の保険に加入している。

(7) 平成22年度 行政監査の措置状況

平成22年度の行政監査（テーマ「イベントの実施状況とその成果について」）において、4件のイベントに対して、「傷害保険及び損害責任保険に加入しておくことが望ましいにもかかわらず、加入していないイベントがあったので、今後、加入について検討する必要がある。」との意見を示している。

その後、毎年度継続して開催している3件のイベントについて確認したところ、2件については、委託先等団体に加入しており、残りの1件については、検討した結果、通常はイベントに参加する市町等において対応するものと判断し、保険に加入していなかった。

2 保険種別ごとの主な保険契約の概要

(1) 詳細調査対象の保険

県が加入している保険のうち、平成 25 年度に保険料を 50 万円以上支払った 15 所属を対象として、66 契約の詳細調査を実施した。

種別ごとの件数は、火災保険 2 契約、航空・船舶保険 3 契約、自動車保険 6 契約、施設賠償責任保険 15 契約、賠償責任保険 11 契約、傷害保険 20 契約、その他保険 9 契約である。

(2) 主な保険契約の概要について

詳細調査を行った保険の中から、種別ごとに、主な保険契約の概要について、個別に報告する。

種 別	主な保険契約
ア 火災保険	火災共済
イ 航空・船舶保険	航空機、船舶
ウ 自動車保険	自動車総合保険
エ 施設賠償責任保険	美術館、道路、港湾施設、 港湾緑地等、学校管理者
オ 賠償責任保険 (施設賠償責任保険以外)	自動車管理者、病院、学校災害、 インターンシップ活動
カ 傷害保険	行事参加者、ボランティア参加者、 スポーツ指導者
キ その他の保険	動産、美術品輸送展示、海外研修派 遣、修学旅行生徒引率、航海実習

ア 火災保険

火災保険とは、損害保険の一つで、建物や建物内に収容された物品（住宅内の家財用具、工場などの設備や商品の在庫など）の火災や風水害による損害をてん補する保険である。

県が加入している火災保険は6契約あり、そのうち2契約について詳細調査を実施した。

< 詳細調査対象 火災保険一覧 >

	所 属	保険契約	支払保険料（円）	ページ
1	財産経営課	建物火災共済（住宅外）	11,636,356	11
2		住宅火災共済（住宅用）	6,365,946	12

※ページ欄は、それぞれの保険について説明したページを示す。以下同じ。

● 県有建物の火災に対応する火災共済（平成25年度）

所 属	財産経営課	保険契約	建物火災共済
保険会社等	公益財団法人 都道府県会館		
保険の目的	県有建物（住宅以外）の火災での損壊による損失に対応するため		
保険の対象	建物・工作物・動産等 1,445 棟 延床面積 1,220,363 m ²		
保険の種類、補償内容	損害保険	火災保険（共済）	建物等（時価額）
契約方法	随意契約（その他）		
支払共済掛金	11,636,356 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	1 件		
支払いを受けた保険金の額	17,000 円		
特記事項	<p>香川県公有財産規則第31条の規定により、「公有財産は、特に必要がないと認められるもののほかは損害保険に付さなければならない」とされており、県有建物で住宅以外の建物等については、財産経営課が一括して公益財団法人都道府県会館の建物火災共済に加入している。</p> <p>この火災共済は、地方自治法第263条の2に規定する普通地方公共団体の相互救済事業であり、県では議会の議決を経て、この事業共済に加入している。</p> <p>財産経営課では、新たに建物を取得したときは、その所属が行う県有財産管理システムへの登録に基づき、建物火災共済の追加加入手続を行っている。</p> <p>建物火災共済の補償は時価額となっており、建物等の時価額が低いものや、現在使われていないものについては、保険の対象とする必要性や保険金額の妥当性を随時検討している。</p>		

● 県有住宅の火災に対応する共済保険

(平成 25 年度)

所 属	財産経営課	保険契約	住宅火災共済
保険会社等	公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構		
保険の目的	県有の住宅建物の火災での損壊による損失に対応するため		
保険の対象	公営住宅、職員住宅 617 棟 (7,277 室) 延床面積 487,867 m ²		
保険の種類、補償内容	損害保険	火災保険 (共済)	建物等 (再調達価額)
契約方法	随意契約 (その他)		
支払共済掛金	6,365,946 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	2 件		
支払いを受けた保険金の額	2,418,000 円		
特記事項	<p>県が住居の用に供する目的で保有している公舎、職員住宅、宿舍、独身寮、公営住宅等の建物については、財産経営課が一括して公益社団法人全国公営住宅火災共済機構の住宅火災共済 (以下「住宅火災共済」という) に加入している。</p> <p>この火災共済は、地方自治法第 263 条の 2 に規定する普通地方公共団体の相互救済事業であり、県では議会の議決を経て、この事業に加入している。</p> <p>前ページの公益財団法人都道府県会館の建物火災共済 (以下「建物火災共済」という。) は、都道府県が所有する全ての建物、工作物、動産が対象であり、職員住宅や公営住宅等も対象にすることができるが、住宅火災共済の補償が再調達価額であるのに対し、建物火災共済の補償は時価額であるため、火災罹災後の復旧工事費を賄えない可能性があり、用途が住居の建物には適していない。</p> <p>住宅火災共済は、火災、落雷、爆発による損害を補てんする火災共済事業のほか、被災した住宅の修復経費が火災共済給付金だけでは不足するときに、その不足額を助成する復興建築助成事業、住宅が風水害や地震などにより被災したときに見舞金を受けられる住宅災害見舞金交付事業、住宅に防火・消防設備等を設置するときに補助金を受ける住宅火災防火施設整備補助事業等もあり、県ではこれらの事業共済にも加入している。</p>		

イ 航空・船舶保険

県が加入している航空保険、船舶保険は3契約あり、その全ての保険契約について詳細調査を実施した。

<詳細調査対象 航空・船舶保険一覧>

	所 属	保険契約	支払保険料（円）	ページ
1	危機管理課	防災ヘリコプター 航空保険	14,164,710	14
2	警察本部地域課	警察ヘリコプター 航空保険	2,630,880	15
3	多度津高校	実習船「香川丸」等 漁船保険	3,759,066	16

(ア) 航空機

航空保険は、物保険である「機体保険」、賠償責任保険である「第三者損害賠償保険」、「乗客損害賠償保険」、傷害保険である「搭乗者傷害保険」で構成されている。

航空保険では、市街地での事故等を想定した場合、補償費用が巨額となることから、保険契約者に対する保険金の支払いを担保し、安定した保険料水準を維持するため、リスクの分散と平準化が不可欠である。このため、航空保険を扱う損害保険会社による「航空保険プール」（保険業法第102条第1項の規定に基づく許可を受け、共同行為を行うことが認められている。）が結成されており、加盟各社は取り扱う航空保険契約を全て再保険として相互に引き受ける仕組みとなっている。

契約条件が同一の場合、保険料は会員保険会社一律であるため、どの会社とどのような責任分担割合で契約しても保険料は同額となる。

県が加入している航空保険は2契約ある。

● 防災ヘリコプターの航空保険

(平成 25 年度)

所 属	危機管理課	保険契約	防災ヘリコプター 航空保険
保険会社等	東京海上日動火災保険㈱		
保険の目的	防災ヘリコプターの機体、搭乗者等の損害補償に対応するため		
保険の対象	機体名：オリーブⅡ 機種：BK117C-2 運航委託先：四国航空㈱		
保険の種類、 補償内容	損害保険	機体	再調達価額（828,450 千円）
		第三者・乗客 （1 事故）	50 億円
		捜索救助費用	2,000 万円
	傷害保険	搭乗者（乗組員を 除く 9 名） （1 名当たり）	死亡 5,000 万円 医療 日額 2 万円
契約方法	随意契約（その他）		
支払保険料	14,164,710 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>防災ヘリコプターは、「機体保険」、「第三者損害賠償保険」、「乗客損害賠償保険」、「搭乗者傷害保険」の全ての保険項目に加入している。</p> <p>搭乗する県職員（併任発令された防災航空隊員を含む）が傷害保険の補償対象に含まれており、傷害保険と公務災害補償制度との関係について整理する必要がある。</p>		
意見	<p>ヘリコプターに係る航空保険で公務中の県職員（併任発令された防災航空隊員を含む）が対象に含まれるものについて、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理すること。</p> <p style="text-align: right;">(45 ページ)</p>		

注) 搭乗者とは乗組員及び乗客を、乗組員とは操縦士・機関士を、乗客とは乗組員以外の搭乗者をいう。

※ 意見欄の（ ）は、本報告書「第 6 監査の意見」に再掲したページを示す。
以下同じ。

● 警察ヘリコプターの航空保険

(平成 25 年度)

所 属	警察本部 地域課	保険契約	警察ヘリコプター 航空保険
保険会社等	三井住友海上火災保険㈱		
保険の目的	第三者・搭乗者の損害補償に対応するため		
保険の対象	機体名：さぬき 機種：S-76B 国所有		
保険の種類、 補償内容	損害保険	機体	無
		第三者（1 事故）	50 億円
	傷害保険	搭乗者（乗組員・ 乗客 計 13 名） （1 名当たり）	死亡 5,000 万円 医療 日額 2 万円
契約方法	随意契約（その他）		
支払保険料	2,630,880 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>機体の所有者が国（警察庁）であることから「機体保険」には加入していない。</p> <p>また、乗客については、傷害保険にのみ加入しており、損害保険には加入していない。</p> <p>搭乗する警察職員が傷害保険の補償対象に含まれており、傷害保険と公務災害補償制度との関係について整理する必要がある。</p>		
意見	<p>ヘリコプターに係る航空保険で公務中の警察職員が対象に含まれるものについて、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理すること。</p> <p style="text-align: right;">(45 ページ)</p>		

注) 搭乗者とは乗組員及び乗客を、乗組員とは操縦士・機関士を、乗客とは乗組員以外の搭乗者をいう。

(イ) 船舶

船舶保険とは、船舶（船舶自体及び属具）につき生じた航海上の沈没、座礁、火災、衝突などの不慮の事故によって被る損害のてん補を目的とする保険である。船舶に対する保険には、一般の保険会社が取り扱う船舶保険と、漁船登録をしている船舶のみが加入できる各都道府県の漁船保険組合が取り扱う漁船保険がある。

漁船保険は、「漁船損害等補償法」に基づいて行われる漁業者のための制度保険で、「普通損害保険」と「漁船船主責任保険」に大別される。前者は、沈没、座礁、火災、衝突などの事故によって漁船の船体、機関、設備などに生じた損害や漁船を救助するために要した費用などを補償するための保険で、後者は、漁船が衝突した場合の相手船に対する賠償責任や、漁船の運航に伴って生じた第三者に対する賠償責任及び費用を補償するための保険である。

県では、水産課、港湾課、教育委員会、警察本部で船舶を保有しているが、平成 25 年度は、多度津高校の実習船 5 隻が漁船保険に加入している。

漁船保険は各都道府県の漁船保険組合が引受けを行い、漁船保険中央会が再保険を、国が再々保険を行っているもので、保険料について国庫負担があるため、一般の保険会社が取り扱う船舶保険と比べ優位である。

● 実習船に係る保険

(平成 25 年度)

所 属	多度津高校	保険契約	実習船「香川丸」等漁船保険
保険会社等	香川県漁船保険組合		
保険の目的	実習船の航行等における不慮の事故によって生じた損害や、加害事故による損害賠償責任に備えるため		
保険の対象	実習船「香川丸」外 4 隻		
保険の種類、 補償内容 (香川丸)	損害保険	船体	5 億 6 百万円
		船主責任保険	20 億円
		積荷	4,380 万円
契約方法	随意契約（その他）		
支払保険料	3,759,066 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>多度津高校の実習船 5 隻に対する漁船保険の支払保険料は 合計で 3,759,066 円である。そのうち、香川丸の保険料は 2,783,025 円である。</p> <p>漁船保険の普通損害保険の保険金額は、自船の残存価額を考慮した価額となっている。</p> <p>また、船齢が 11 年を超えるものは保険料割増率が増加する。</p> <p>これらの要因により「香川丸」（平成 10 年に進水）については、毎年保険料が変動している。</p>		

ウ 自動車保険

自動車保険とは、自動車の利用に伴って発生する損害を補償する保険をいう。強制保険（自賠責保険）と任意保険（自動車総合保険）に分類される。強制保険である自賠責保険では補償の面で不十分であるため、任意で加入できる保険商品が販売されている。

自動車総合保険とは一般的に、人に対する保険である「対人賠償保険」、「無保険車傷害保険」、「自損事故保険」、「搭乗者傷害保険」、「人身傷害保険」と、物への保険である「対物賠償保険」、「車両保険」に、示談交渉サービスがセットされたものをいう。

このうち、事故の相手方の損害を補償するものは「対人賠償保険」、「対物賠償保険」であり、また運転者と同乗者の損害を補償するものは「無保険車傷害保険」、「搭乗者傷害保険」、「自損事故保険」、「人身傷害保険」、「車両保険」である。

県が加入している自動車保険は10契約あり、そのうち6契約について詳細調査を実施した。

<詳細調査対象 自動車保険一覧>

	所 属	保険契約	支払保険料 (円)	ページ
1	総務学事課	自動車総合保険	3,792,790	18
2	総務学事課	自賠責保険	3,049,220	19
3	港湾課	高松港コンテナターミナル 特殊用途車両 自動車保険	281,850	—
4	港湾課	詫間港コンテナターミナル 特殊用途車両 自動車保険	103,320	—
5	警察本部会計課	自動車総合保険	4,789,352	19
6	警察本部会計課	自賠責保険	5,643,640	19

● 公用車の自動車総合保険（水道局・警察本部を除く）

（平成 25 年度）

所 属	総務学事課	保険契約	自動車総合保険
保険会社等	全国共済農業協同組合連合会		
保険の目的	公用車の事故により負うことになる損害賠償責任に対応するため		
保険の対象	香川県が所有又は使用する自動車（590 台）（水道局・警察本部を除く）		
保険の種類、 補償内容	損害保険	対人賠償（1 名）	無制限
		対人賠償（1 事故）	無制限
		対物賠償（1 事故）	500 万円（免責額なし）
		車両保険	無
	傷害保険	人身傷害	無
		搭乗者傷害	無
	保険者による 自動付帯	無保険車傷害	無制限
		自損事故	補償あり
契約方法	一般競争入札		
支払保険料	3,792,720 円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	6 件		
支払いを受けた 保険金の額	1,461,588 円		
特記事項	<p>事故被害者等への損害賠償金の迅速な支払い、及び示談交渉における職員負担の軽減のため、平成 12 年度から総務学事課で一括して保険に加入している。保険の主な目的が損害賠償であることから、傷害保険については加入していない。自損事故により搭乗者が死傷したときは、自動付帯されている自損事故保険で補償される。</p> <p>一般競争入札により契約の相手方を決定しており、競争性は確保されている。</p> <p>保険料は、対象となる車両の事故に対する補償状況も加味されて算定される。</p> <p>自動車保険料の支払額を抑えるため、保険事故が起こったとき、事故原因の分析をするとともに、職員に対して事故情報の提供や事故防止の注意喚起を行うことも必要である。</p>		
意見	<p>公用車の交通事故について、その原因の分析や職員への注意喚起などにより、事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。</p> <p style="text-align: right;">（44 ページ）</p>		

● 警察車両の自動車総合保険

(平成 25 年度)

所 属	警察本部 会計課	保険契約	自動車総合保険
保険会社等	全国共済農業協同組合連合会		
保険の目的	警察活動中における車両の事故により負うことになる損害賠償責任に対応するため		
保険の対象	香川県警察が所有又は使用する自動車 (872 台)		
保険の種類、 補償内容	損害保険	対人賠償 (1 名)	無制限
		対人賠償 (1 事故)	無制限
		対物賠償 (1 事故)	500 万円 (免責額なし)
		車両保険	無
	傷害保険	人身傷害	無
		搭乗者傷害	無
	保険者による 自動付帯	無保険車傷害	無制限
自損事故		補償あり	
契約方法	一般競争入札		
支払保険料	4,789,352 円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	25 件		
支払いを受けた 保険金の額	4,460,656 円		
特記事項	<p>警察車両については、平成 12 年度から警察本部で一括して自動車任意保険に加入している。保険の主な目的が損害賠償であることから、傷害保険については加入していない。自損事故により搭乗者が死傷したときは、自動付帯されている自損事故保険で補償される。</p> <p>一般競争入札により契約の相手方を決定しており、競争性は確保されている。保険料は、対象となる車両の事故に対する補償状況も加味して算定される。自動車保険料の支払額を抑えるため、保険事故が起こったとき、事故原因の分析をするとともに、職員に対して事故情報の提供や事故防止の注意喚起を行うことも必要である。</p>		
意見	<p>公用車の交通事故について、その原因の分析や職員への注意喚起などにより、事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。</p> <p style="text-align: right;">(44 ページ)</p>		

● 自賠責保険 (総務学事課・警察本部)

平成 25 年度の自賠責保険料合計は、総務学事課 3,049,220 円 (163 台分)、警察本部 5,643,640 円 (425 台分) である。自賠責保険は、各社とも補償内容や保険料が統一されているため、サービスの競争が困難である。事故処理事務の軽減を図る上で、任意保険と合わせて同じ保険会社と契約するのが効率的である。

エ 施設賠償責任保険

施設賠償責任保険とは、所有、使用又は管理している施設・設備の構造上の欠陥や管理上の不備等が原因で、第三者に身体的傷害や財物損壊を与えた場合に負担することになる損害賠償責任をてん補する保険である。

県が加入している施設賠償責任保険は 22 契約あり、そのうち 15 契約について詳細調査を実施した。

< 詳細調査対象 施設賠償責任保険一覧 >

	所 属	保険契約	支払保険料 (円)	ページ
1	県立ミュージアム	県立ミュージアム本館 施設賠償責任保険	135,720	21
2		香川県文化会館・漆芸研究所 施設賠償責任保険	31,830	—
3		瀬戸内海歴史民俗資料館 施設賠償責任保険	13,710	—
4	道路課	道路賠償責任保険	1,880,640	22
5	港湾課	高松港玉藻地区港湾施設 施設賠償責任保険	284,400	23
6		詰田川緑地及び玉藻緑地 施設賠償責任保険	44,930	24
7		高松港香西西地区緑地 施設賠償責任保険	40,500	24
8		香西西地区グラウンド 施設賠償責任保険	34,350	24
9		宮の下地区緑地 施設賠償責任保険	27,190	24
10		江尻 I 地区緑地 施設賠償責任保険	16,500	24
11		北浜地区緑地 施設賠償責任保険	6,040	24
12		一の宮海岸ビーチハウス 施設賠償責任保険	1,150	24
13		池田港緑地内遊具 施設賠償責任保険	1,000	24
14	保健体育課	学校管理者 賠償責任保険	2,204,176	25
15		丸亀武道館開放事業等主催者賠償責任保険	36,700	—

(ア) 美術館

● 県立ミュージアム本館 施設賠償責任保険

(平成 25 年度)

所 属	県立ミュージアム	保険契約	県立ミュージアム本館 施設賠償責任保険
保険会社等	(株)損害保険ジャパン		
保険の目的	施設の瑕疵による事故や行事での事故に対応するため		
保険の対象	利用者等		
保険の種類、 補償内容	損害保険	対人賠償 (1 名)	1 億円
		対人賠償 (1 事故)	5 億円
		対物賠償	500 万円
契約方法	随意契約 (複数見積り)		
支払保険料	135,720 円 (本館のみ)		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>県立ミュージアムでは、施設賠償責任保険と合わせて、昇降機保険、自動車管理者賠償責任保険にも加入している。</p> <p>香川県文化会館・漆芸研究所及び瀬戸内海歴史民俗資料館は、施設賠償責任保険に加入しているが、東山魁夷せとうち美術館は、施設賠償責任保険には加入していない。</p>		
意見	<p>県立美術館等における各種保険について、加入の要否、保険対象、補償内容、契約手続等に関する考え方を整理すること。</p> <p>(文化振興課) (44 ページ)</p>		

(イ) 道路

● 道路賠償責任保険

(平成 25 年度)

所 属	道路課	保険契約	道路賠償責任保険
保険会社等	東京海上日動火災保険㈱		
保険の目的	道路の設置又は管理瑕疵に起因する事故に対応するため		
保険の対象	道路法上の道路、臨港道路、香川県庁舎内道路等（保険対象距離 1,820.5 キロメートル）		
保険の種類、補償内容	損害保険	対人賠償（1名）	1億円
		対人賠償（1事故）	4億円
		対物賠償	5,000万円
契約方法	一般競争入札		
支払保険料	1,880,640円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	6件		
支払いを受けた保険金の額	360,264円		
特記事項	<p>この保険は、県が管理する道路において、県の設置管理瑕疵に起因する事故が発生した場合に負担する賠償責任による損害をてん補するものであり、保険会社との覚書により、保険契約期間中に新たに供用された道路も対象道路とみなされる。</p> <p>従来は指名競争入札を行っていたが、平成 25 年度からは一般競争入札により保険者を決定しており、競争性は確保されている。</p> <p>臨港道路及び香川県庁舎内道路についても、道路法上の道路と合わせて道路賠償責任保険に加入している。</p> <p>相手方との示談交渉は、県が直接行っている。</p> <p>平成 23 年度以降の保険事故をみると計 17 件（支払いを受けた保険金の額は計 2,071,499 円）であった。保険事故の実態を把握することは、補償内容を見直す際には重要な判断材料となるものである。</p> <p>なお、平成 26 年 3 月に未供用区間の道路で発生した転落事故について、県が賠償責任を負うことになったが、未供用区間であるため、保険の対象とはなっていない。</p> <p>事故発生後は、未供用区間の道路について事故防止策を十分に講ずるようにしている。</p>		
意見	賠償責任保険の対象でない未供用区間の道路については、事故防止策を徹底するよう引き続き取り組むこと。（45 ページ）		

(ウ) 港湾施設

● 高松港玉藻地区港湾施設の賠償責任保険

(平成 25 年度)

所 属	港湾課	保険契約	高松港玉藻地区港湾施設 施設賠償責任保険
保険会社等	(株)損害保険ジャパン		
保険の目的	港湾施設内での管理者瑕疵による事故に対応するため		
保険の対象	高松港玉藻地区港湾施設		
保険の種類、 補償内容	損害保険	対人賠償（1名）	5,000万円
		対人賠償（1事故）	2億円
		対物賠償	5,000万円
契約方法	随意契約（複数見積り）		
支払保険料	284,400円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>県では、高松港玉藻地区港湾施設内に駐車場を設置しており、県が施設設置者として賠償責任を問われる場合に備えて、同駐車場を含めた高松港玉藻地区港湾施設について施設賠償責任保険に加入し、同駐車場に指定管理者制度を導入した後も、引き続き施設賠償責任保険に加入している。</p> <p>一方、同駐車場の指定管理者であるシンボルタワー開発株式会社においても、施設管理者として賠償責任を問われる場合に備えて、同駐車場について施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入している。</p> <p>施設賠償責任保険においては、被保険者を複数指定することができるので、県と指定管理者との協定に基づき指定管理者が施設賠償責任保険に加入する際に、県を追加被保険者とし、あわせて県が加入する施設賠償責任保険の対象から同駐車場を除くことにより、保険料支出の縮減ができないか検討する必要がある。</p>		
意見	<p>同一施設について、県と指定管理者がそれぞれ施設賠償責任保険に加入している場合は、指定管理者の保険に県を追加被保険者とする事で保険料支出の縮減ができないか検討すること。</p> <p style="text-align: right;">(45 ページ)</p>		

(エ) 港湾緑地

● 港湾緑地等 施設賠償責任保険

(平成 25 年度)

所 属	港湾課	保 険 契 約	港湾緑地等 施設賠償責任保険
保険会社等	東京海上日動火災保険(株)、あおいニッセイ同和損害保険(株) 三井住友海上火災保険(株)、(株)損害保険ジャパン		
保険の目的	港湾緑地等での事故に対応するため		
保険の対象	港湾緑地等 (8 施設)		
保険の種類、 補償内容	損害保険	対人賠償 (1 名)	5,000 万円
		対人賠償 (1 事故)	2 億円
		対物賠償	5,000 万円
契約方法	随意契約 (複数見積り)		
支払保険料	計 171,660 円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>県内各地にある港湾緑地等の港湾施設における事故に対応するための保険である。</p> <p>県内に 30 ある県管理港湾施設のうち施設賠償責任保険に加入しているのは、港湾緑地等の 8 施設である。</p> <p>保険期間が異なるため、各施設それぞれに加入手続を行い、異なる保険会社と契約を締結している。</p> <p>このため、保険の一本化により、保険料支出の縮減と、事務の効率化ができないか検討する必要がある。</p>		
意見	<p>県が管理する港湾施設の施設賠償責任保険について、経済性・効率性の観点から、保険期間をそろえて、一括して保険契約ができないか検討すること。</p> <p style="text-align: right;">(46 ページ)</p>		

(オ) 学校管理者

● 都道府県立学校管理者賠償責任保険

(平成 25 年度)

所 属	保健体育課	保険契約	学校管理者賠償責任保険	
保険会社等	東京海上日動火災保険㈱			
保険の目的	学校の施設・設備の不備又は管理上の瑕疵による事故及び教育活動中の事故等に起因する損害賠償金等の財政負担に対して保険金を支払うことにより、すみやかに被害者の救済を図るため			
保険の対象	児童、生徒			
保険の種類、補償内容	損害保険	対人賠償(1名)	1億円	(免責額 1事故200万円)
		対人賠償(1事故)	10億円	
契約方法	随意契約(その他)			
支払保険料	2,204,176円(内訳 104円 × 生徒等21,194名)			
仕様書作成	無			
保険事故件数	無			
特記事項	<p>学校管理者賠償責任保険では、県が支払うこととされた損害賠償の額が独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付(30ページ参照)で支払われるべき額と本保険の免責額の合計を超えた場合に、超過額についててん補限度額まで支払われることとなっている。</p> <p>この保険契約では、保険金支払限度額ごとに4つの保険タイプが設けられているが、県では、平成22年度から、支払限度額が1億円(1名当たり)である上限の保険タイプに加入している。</p> <p>保険会社数社で共同引受けを行っており、幹事保険会社が保険金請求窓口となっている。</p> <p>県が全国都道府県教育委員会連合会に加入依頼を行い、これを同連合会が取りまとめ、一括して幹事保険会社と契約を締結している。</p> <p>なお、年間を通して県立学校における生徒数の増減率が1割未満のときは、年度末に保険料の精算はしないことになっている。</p> <p>学校管理下での事故やその損害賠償額の全国的な事例及び他県の状況などを調査した上で、今後も適切なてん補限度額の設定が必要である。</p>			

オ 賠償責任保険（施設賠償責任保険以外）

賠償責任保険とは、偶然の事故により他人の身体又は財物に損害を与えた場合に負担することになる損害賠償責任をてん補する保険である。

県が加入している施設賠償責任保険以外の賠償責任保険は、48 契約あり、そのうち 11 契約について詳細調査を実施した。

< 詳細調査対象 賠償責任保険一覧 >

	所 属	保険契約	支払保険料 (円)	ページ
1	財産経営課	県庁地下駐車場 賠償責任保険	119,620	27
2	道路課	香川さわやかロード事業 賠償責任保険	56,340	—
3	河川砂防課	リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業 賠償責任保険	47,400	—
4		「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業 賠償責任保険	33,750	—
5	中央病院	病院賠償責任保険	30,650,100	28
6		院内ボランティア 賠償責任保険	6,000	—
7		保育所 賠償責任保険	4,920	—
8	白鳥病院	病院賠償責任保険	2,442,300	29
9	警察本部 会計課	自走式機械（バックホー）賠償責任保険	25,000	—
10	保健体育課	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済	6,388,000	30
11	多度津高校	インターンシップ活動保険	21,750	31

(ア) 自動車管理者

● 地下駐車場自動車賠償責任保険

(平成 25 年度)

所 属	財産経営課	保険契約	県庁地下駐車場賠償責任保険
保険会社等	東京海上日動火災保険㈱		
保険の目的	県庁地下駐車場に駐車した自動車の損壊、盗取・搾取、紛失について、県が負担することになった法律上の賠償責任による損失をてん補するため		
保険の対象	県庁地下駐車場施設 10,049.96 m ² 最大保管台数 178 台		
保険の種類、 補償内容	損害賠償 (自動車管理者 賠償)	対物賠償 (1 事故)	総てん補限度額 93,100 千円 (免責額 50 千円)
			使用不能損害 14,000 千円 (免責額 0 円)
	損害賠償 (施設賠償)	対人賠償 (1 名)	1 億円 (免責額 1,000 円)
		対人賠償 (1 事故)	5 億円 (免責額 1,000 円)
		対物賠償 (1 事故)	500 万円 (免責額 1,000 円)
契約方法	随意契約 (複数見積り)		
支払保険料	119,620 円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>県庁地下駐車場については、施設賠償責任保険に合わせて自動車管理者賠償責任保険に加入している。</p> <p>自動車管理者賠償責任保険は、預かった自動車を火災や取扱い上の不注意により損壊させたときなどに負担する賠償責任を補償するものである。</p> <p>一方、施設賠償責任保険は、地下駐車場施設の構造上の欠陥や維持管理の不備によって生じた偶然の事故による賠償責任を補償するものである。</p>		

(イ) 病院

● 中央病院における医療事故に対応する保険

(平成 25 年度)

所 属	中央病院	契約名称	病院賠償責任保険
保険会社等	㈱損害保険ジャパン		
保険の目的	医療事故等の損害賠償請求の支払いや病院施設の欠陥等により病院が負担する法律上の賠償責任に対応するため		
保険の対象	病院が負担する賠償責任 (一般 545 床、結核 5 床)		
保険の種類、 補償内容	損害保険	対人賠償 (1 名)	2 億円
		対人賠償 (1 事故)	40 億円 (免責額 1,000 円)
		対物賠償 (1 事故)	4,000 万円 (免責額 1,000 円)
契約方法	随意契約 (その他)		
支払保険料	30,650,100 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無 (平成 25 年度)		
支払いを受けた 保険金の額	23,851,183 円 (過年度に発生した医療事故により平成 25 年度中に支払われた保険金)		
特記事項	<p>県立病院では、公益財団法人全国自治体病院協議会を通して、病院賠償責任保険に加入しており、保険料は団体割引により基本保険料の 20% 割引となっている。</p> <p>中央病院では、平成 22 年度に高額な損害賠償金をこの保険により支払ったため、保険料が 90% 割増となっている。</p> <p>県では、高額な損害賠償金支払事故に対応するため、補償額が上限の保険プランに加入しており、今後もこの保険契約を継続する予定である。</p> <p>中央病院では、医療事故を未然に防止するため、院内管理体制の整備や職員研修の実施に加え、院内の医療安全推進委員会への医療事故の報告を厳格に求めるようにしている。また、こうした取組は保険料支出の縮減にもつながるものである。</p>		
意見	医療事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。(46 ページ)		

● 白鳥病院における医療事故に対応する保険

(平成 25 年度)

所 属	白鳥病院	保険契約	病院賠償責任保険
保険会社等	(株)損害保険ジャパン		
保険の目的	医療事故等の損害賠償請求の支払いや病院施設の欠陥等により病院が負担する法律上の賠償責任に対応するため		
保険の対象	病院が負担する賠償責任 (150 床)		
保険の種類、 補償内容	損害保険	対人賠償 (1 名)	2 億円
		対人賠償 (1 事故)	40 億円 (免責額 1,000 円)
		対物賠償 (1 事故)	4,000 万円 (免責額 1,000 円)
契約方法	随意契約 (その他)		
支払保険料	2,442,300 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>県立病院では、公益財団法人全国自治体病院協議会を通して、病院賠償責任保険に加入しており、保険料は団体割引により基本保険料の 20% 割引となっている。</p> <p>白鳥病院では、近年高額な賠償金の支払がなかったことから、保険料がさらに 20% 割引となっている。</p> <p>白鳥病院では、医療事故を未然に防止するため、院内管理体制の整備や職員研修の実施に加え、院内の医療安全推進委員会への医療事故の報告を厳格に求めるようにしている。また、こうした取組は保険料支出の縮減にもつながるものである。</p>		
意見	医療事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。(46 ページ)		

(ウ) 学校災害

● (独) 日本スポーツ振興センター 災害共済

(平成 25 年度)

所 属	保健体育課	保険契約	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済
保険会社等	独立行政法人日本スポーツ振興センター		
保険の目的	学校の管理下で、児童、生徒の災害が発生した時に、災害共済給付を行うため		
保険の対象	学校管理下での児童、生徒		
保険の種類、 補償内容	損害保険 (互助共済)	医療費	療養に要する費用の額の 4/10
		障害見舞金	82 万円～3,770 万円
		死亡見舞金	2,800 万円
契約方法	随意契約 (その他)		
支払共済掛金	36,874,000 円 (うち県費負担 6,388,280 円) (共済掛金は負担金の科目で支出)		
仕様書作成	無		
保険事故件数	4,856 件		
支払いを受けた 保険金の額	85,764,254 円		
特記事項	<p>この災害共済は、学校の管理下で、児童、生徒の災害が発生したときに災害共済給付を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度である。</p> <p>共済掛金のうち一部は学校設置者の負担であり、県が負担している。</p> <p>この制度は独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、低い掛金で厚い給付が得られる。</p> <p>共済掛金の額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金事務取扱要領において、平成 26 年度は高等学校の生徒 1 人当たり、全日制は 年額 1,840 円、定時制は年額 980 円、通信制は年額 280 円と規定されている。県では特約を付しており、生徒 1 人当たり 25 円を加えた額が共済掛金の額となる。この特約を付すと、県が過失責任を問われ賠償に応じる場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターが支払った給付金は、県が支払った損害賠償金とみなされ、県は、同センターから求償権を行使されない。</p> <p>平成 25 年度の給付金の内訳は、医療費が 4,855 件 57,764,284 円、死亡見舞金 1 件 28,000,000 円であり、障害見舞金の支給はなかった。</p>		

(エ) インターンシップ活動

● インターンシップ活動中の事故に対応する保険

(平成 25 年度)

所 属	多度津高校	保険契約	インターンシップ活動保険
保険会社等	(株)損害保険ジャパン		
保険の目的	学校管理下でのキャリア教育における事故に対応するため		
保険の対象	キャリア教育を受ける生徒		
保険の種類、 補償内容	損害保険 (免責なし)	対人賠償 (1 名)	1 億円
		対人賠償 (1 事故)	1 億円
		対物賠償 (1 事故)	2,000 万円
契約方法	随意契約 (3 万円未満)		
支払保険料	21,750 円 (250 円×87 名)		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>教育委員会が定めた学校会計負担区分では、インターンシップ実施に係る保険料は、公費負担を原則とすると定められており、多度津高校を含めて計 11 の県立高校で、インターンシップ活動賠償責任保険に加入している。</p> <p>一方、各県立高校の P T A が全生徒を対象に加入している「全国高 P 連賠償責任補償制度」がインターンシップ活動も保険の対象となっている。そのため、P T A がこの制度に加入している学校の中には、インターンシップのみを対象とする賠償責任保険に県費では加入していない学校もある。</p> <p>しかし、受入側企業の職種内容によっては、「高 P 連賠償責任補償制度」では対応できない「食中毒による賠償事故」、「預かり品に対する賠償事故」、「原動力が人力でない農作業用車両や工作車両での公道以外での賠償事故」の可能性も否定できない。そのため、インターンシップ活動のみの保険に加入することが必要な場合も想定される。ただし、インターンシップ受入側企業と協定を結んでいる場合は、賠償責任や保険加入等についての規定を確認した上で、保険に加入する必要がある。</p> <p>また、インターンシップ活動中の生徒のけが等については、生徒全員が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済 (30 ページ) で対応できるため、傷害保険に加入する必要はないにもかかわらず、県費で加入している学校もある。このように、インターンシップ活動に係る保険加入について、各県立学校の取扱いが異なっているため、教育委員会として、各学校がその実態に合わせた保険に加入するよう、各学校を指導する必要がある。</p>		
意見	<p>インターンシップに係る各種保険の内容を確認し、教育委員会として各学校の実態に合わせた保険加入となるよう指導すること。</p> <p>(高校教育課、特別支援教育課) (46 ページ)</p>		

カ 傷害保険

傷害保険（傷害疾病定額保険契約）とは、人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約する保険である。締結時に定めた保険金額や保険金日額に従って、県の賠償責任の有無にかかわらず、保険金が支払われる。

一方、入院・通院等のために実際に出費した費用を補償するものを「傷害疾病損害保険契約」という。

県が加入している傷害保険（総合保険に含まれるているものは除く）は、92契約であり、そのうち20契約について詳細調査を実施した。

＜詳細調査対象 傷害保険一覧＞

（平成25年度）

	所 属	保険契約	区分 注)	支払保険 料（円）	ページ
1	県立ミュージ アム	ワークショップ参加者 傷害保険	(ア)	39,917	34
2		美術ボランティア活動 傷害保険	(イ)	34,200	—
3	東山魁夷せと うち美術館	美術ボランティア活動 傷害保険	(イ)	9,900	—
4	財産経営課	花だん植替え作業ボランティア 傷害保険	(イ)	2,000	—
5	人事・行革課	「父親支援講座」の傷害保険	(ア)	1,184	—
6		「子ども参観日」の傷害保険	(ア)	1,000	—
7	道路課	香川さわやかロード事業 傷害保険	(イ)	515,209	—
8	河川砂防課	「香の川」パートナーシップ事業 傷害保険	(イ)	411,355	35
9		「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業 傷害保険	(イ)	259,617	—
10	中央病院	医師体験講座 傷害保険	(ア)	26,690	—
11	白鳥病院	インターンシップ参加者 傷害保険	(ア)	4,070	—
12	警察本部 地域課	地域安全推進委員 団体総合補償保険	(ウ)	279,110	—
13	保健体育課	丸亀武道館開故事業 傷害保険	(ア)	115,110	—
14		スーパー讃岐っ子育成事業 傷害保険	(ア)	132,850	—
15		運動部活動地域連携再構築事業 スポーツ安全保険	(ウ)	127,650	36
16		生涯スポーツ指導者養成講座 傷害保険	(ア)	19,260	—
17		学校防災アドバイザー 傷害保険	(ウ)	24,360	—
18		マイスポーツ発見プログラム等 傷害保険	(ア)	59,880	—
19		スーパーアスリート育成事業 傷害保険	(ア)	12,368	—
20		学校保健課題解決支援事業 スポーツ安全保険	(ウ)	5,600	36

注) 傷害保険の区分については次ページを参照

傷害保険と賠償責任保険との関係を整理することも必要であるが、事故が発生した場合、賠償責任に関係なくけがに対する保険金が迅速に支払われる傷害保険に加入しておくことは事故リスクに対する有効な対応策といえる。

傷害保険を目的別に分類すると、次のとおり大きく3種類に区分することができる。

(ア) イベント中の事故に対応するための傷害保険

県主催の行事等での事故によるけがを補償する保険である。

県では、イベントの傷害保険に42契約加入している。

(イ) ボランティア活動中の事故に対応するための傷害保険

県主催事業でのボランティア活動中の事故によるけがを補償する保険である。

一般的なボランティア活動保険には、ボランティアが活動中の事故によるけが等を補償する傷害保険のほかに、偶然の事故により他人にけがをさせたり他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負ったときの損害をてん補する賠償責任保険がある。

県では、ボランティア活動の傷害保険に19契約加入している。

(ウ) 業務中の事故に対応するための傷害保険

県の委嘱等を受け、業務を行う者の業務従事中の事故によるけがを補償する保険である。

県では、業務従事の傷害保険に31契約加入している。

傷害保険の補償（保険金）上限額の設定は、以下のとおりである。

< 傷害保険種類ごとの補償（保険金）上限額の設定範囲 > (単位 円)

保険契約種類	契約数	死亡・後遺障害 (1名)	入院補償 (日額)	通院補償 (日額)
(ア) イベント	42	200万～5,000万	2,000～10,000	1,000～5,000
(イ) ボランティア	19	300万～2,000万	2,000～10,000	1,000～6,000
(ウ) 業務従事	31	100万～1億	1,500～15,000	1,000～10,000
計	92			

(ア) 行事参加者

● ワークショップ参加者に係る傷害保険

(平成 25 年度)

所 属	県立ミュージアム	保険契約	ワークショップ参加者 傷害保険
保険会社等	三井住友海上火災保険㈱		
保険の目的	会場内での事故による傷害に対応するため		
保険の対象	ワークショップ参加者		
保険の種類、 補償内容	傷害保険	死亡・後遺障害	500 万円
		入院日額	5,000 円
		通院日額	3,000 円
契約方法	随意契約（複数見積り）		
支払保険料	39,917 円（1,033 名）		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>ワークショップは、外部講師を招聘して開催するため、参加者が館内で作業中にけがをしたときでも、ミュージアム本館施設賠償責任保険（21 ページ）では補償されない場合がある。</p> <p>そのため、ワークショップ参加者（参加費無料）に対する傷害保険に加入している。</p> <p>保険料を県費で負担しており、参加者から傷害保険の保険料を徴収することも考えられるが、平成 25 年度支払い分では、保険料は一名当たり 38 円であり、徴収の手間やコストも必要になり、参加者負担にすることは難しい状況である。</p>		

(イ) ボランティア参加者

● 河川清掃ボランティア活動の傷害保険

(平成 25 年度)

所 属	河川砂防課	保険契約	「香の川」パートナーシップ事業 傷害保険
保険会社等	㈱損害保険ジャパン		
保険の目的	リフレッシュ「香の川」パートナーシップ活動における事故に対応するため		
保険の対象	河川清掃ボランティア		
保険の種類、 補償内容	傷害保険	死亡・後遺障害	500 万円
		入院日額	5,000 円
		通院日額	3,000 円
契約方法	随意契約（複数見積り）		
支払保険料	411,355 円（34.4 円×11,958 名）		
仕様書作成	有		
保険事故件数	1 件		
支払いを受けた保険金の額	29,000 円		
特記事項	傷害保険とは別に、賠償責任保険にも加入している。 保険料 47,400 円（4.0 円×11,958 名） 補償内容：対人 3 千万円（1 名）1 億円（1 事故）、対物 2 千万円		

(ウ) スポーツ指導者

● スポーツ指導者に係る保険

(平成 25 年度)

所 属	保健体育課	保険契約	スポーツ安全保険
保険会社等	公益財団法人スポーツ安全協会		
保険の目的	対象者の行事中及び往復途上のけが、熱中症に対応するため		
保険の対象	県が行う行事のスポーツ指導者及び講演会講師		
保険の種類、 補償内容	傷害保険	死亡	2,000 万円
		後遺障害	3,000 万円
		入院日額	4,000 円
		通院日額	1,500 円
	損害保険	突然死葬祭費用	180 万円
		賠償責任	5 億円 (1 事故) 1 億円 (1 名)
契約方法	随意契約 (その他)		
支払保険料	133,250 円 (76 名分)		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>保険料 133,250 円は、運動部活動地域連携再構築事業及び学校保健課題解決支援事業における各スポーツ安全保険契約の合計額である。</p> <p>公益財団法人スポーツ安全協会が保険者となり、5 名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被保険者として、傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険を一括契約した補償制度である。</p>		

キ その他の保険

県が加入している保険契約のうち、アからカまでの種別に属さないものが79契約あり、そのうち9契約について詳細調査を実施した。

<詳細調査対象 その他の保険一覧>

	所 属	保険契約	支払保険料(円)	ページ
1	県立ミュージアム	収蔵歴史資料・美術品の動産総合保険	1,061,900	38
2		フローター展示一貫保険 (保険料は運送業務委託料に含む)	3,717,413	39
3	東山魁夷せと うち美術館	特別展美術品のフローター展示保険	445,514	39
4		寄託美術品のフローター展示保険	105,000	39
5		所蔵美術品の動産総合保険	309,160	38
6	人事・行革課	自治体国際化協会派遣職員 海外旅行総合保険	593,520	40
7	多度津高校	修学旅行総合保険(引率教員分)	10,840	41
8		実習船「香川丸」遠洋航海 海外旅行総合保険	2,139,400	42
9		実習船「香川丸」沿岸航海 国内旅行傷害保険	59,356	43

(ア) 動産

● 収蔵歴史資料・美術品の動産総合保険

(平成 25 年度)

所 属	県立ミュージアム	保険契約	収蔵歴史資料・美術品の 動産総合保険
保険会社等	三井住友海上火災保険(株)		
保険の目的	事故による破損等に対応するため		
保険の対象	収蔵歴史資料・美術品 (評価額が 1 千万円以上)		
保険の種類、 補償内容	損害保険	評価額	7,598,029 千円
		保険金額	7,598,029 千円
契約方法	一般競争入札		
支払保険料	1,061,900 円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>収蔵歴史資料・美術品についての保険金額は、県の財産台帳等に登録された評価額となっている。</p> <p>県立ミュージアムでは、1,000 万円以上の美術品・資料を保険の対象としている。</p> <p>一方、瀬戸内海歴史民俗資料館では、評価額が 1,000 万円以上の収蔵品が無いため、動産保険に加入していない。</p>		

(平成 25 年度)

所 属	東山魁夷せとうち 美術館	保険契約	所蔵美術品の動産総合保険
保険会社等	(株)損害保険ジャパン		
保険の目的	事故による破損等に対応するため		
保険の対象	収蔵美術品 (全て)		
保険の種類、 補償内容	損害保険	評価額	650,430 千円
		保険金額	650,430 千円
契約方法	随意契約 (複数見積り)		
支払保険料	309,160 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>美術品についての保険金額は、県の財産台帳等に登録された評価額となっている。</p> <p>東山魁夷せとうち美術館では、全ての美術品を保険の対象としている。</p>		

意見	<p>県立美術館等における各種保険について、加入の要否、保険対象、補償内容、契約手続等に関する考え方を整理すること。</p> <p>(文化振興課) (44 ページ)</p>
----	--

(イ) 美術品輸送展示

● フローター展示一貫保険（輸送と展示期間を一貫して担保する）（平成 25 年度）

所 属	県立ミュージアム	保険契約	フローター展示一貫保険
保険の目的	輸送と展示期間を一貫して担保するため		
保険会社等	日本興亜損害保険㈱		
保険の対象	展示美術品（平成 25 年度に開催した 8 展示会）		
保険の種類、補償内容	損害保険	補償額	各対象美術品の評価額
契約方法	随意契約（その他）		
支払保険料	3,717,413 円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>輸送と展示期間を一貫して担保する形態をとる貨物保険を「フローター展示一貫保険」という。動産保険の一種である。</p> <p>県立ミュージアムでは、運送業務委託契約の中で、フローター展示一貫保険については受託者が加入する旨を定めているが、保険契約者は県になっている。また、保険料については、運送業務委託料として、前金払で、運送業者に支払われている。</p>		

（平成 25 年度）

所 属	東山魁夷せとうち美術館	保険契約	特別展・寄託美術品のフローター展示保険
保険会社等	あいおいニッセイ同和損害保険㈱、日本興亜損害保険㈱		
保険の目的	輸送と展示期間を一貫して担保するため		
保険の対象	展示美術品（特別展美術品・寄託美術品）		
保険の種類、補償内容	損害保険	補償額	各対象美術品の評価額
契約方法	随意契約（その他）		
支払保険料	550,514 円		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>東山魁夷せとうち美術館では、展示美術品に係る保険について、運送業務委託契約の中で、受託者がフローター展示一貫保険に加入する旨を定めているが、保険契約者が県になっているものと、運送業者になっているものがある。また、保険料は、前金払で運送業者に支払われている。</p>		

意見	<p>県立美術館等における各種保険について、加入の要否、保険対象、補償内容、契約手続等に関する考え方を整理すること。</p> <p>（文化振興課）</p> <p style="text-align: right;">（44 ページ）</p>
----	--

(ウ) 海外研修派遣

● 自治体国際化協会海外事務所研修派遣職員海外旅行総合保険 (平成 25 年度)

所 属	人事・行革課	保険契約	自治体国際化協会派遣職員 海外旅行総合保険
保険会社等	(株)損害保険ジャパン		
保険の目的	海外滞在期間中の傷害・疾病・死亡等に対応するため		
保険の対象	自治体国際化協会海外事務所研修派遣職員		
保険の種類、 補償内容	傷害保険	傷害死亡・後遺障害	3,000 万円
	損害保険	傷害治療費用	1,000 万円
		疾病治療費用	1,000 万円
契約方法	随意契約 (その他)		
支払保険料	593,520 円		
仕様書作成	無		
保険事故件数	有		
支払いを受けた 保険金の額	海外医療機関への払込額に相当する額		
特記事項	<p>一般財団法人自治体国際化協会海外事務所に長期研修派遣されている県職員の海外滞在期間中の傷害、疾病、死亡等に対応するために、県費で保険に加入している。</p> <p>海外では、国内以上に様々な危険に遭遇するリスクが高いこと、傷害・疾病について医療機関への高額な費用負担が発生する場合への十分な備えが求められること、自治体国際化協会は海外に赴任する協会職員について海外旅行総合保険に加入していること等を踏まえ、本県では、自治体国際化協会の保険加入基準を参考にして同じ保険会社に県費で加入している。</p> <p>この保険では、テロ行為やエボラ出血熱等の特定感染症などについても、補償対象となっている。</p> <p>なお、自治体国際化協会の保険加入基準を超える補償部分については、本人が上乗せで保険に加入することができる。</p> <p>長期にわたる海外派遣中の傷害、疾病、死亡等に対応するため、利便性の良い海外旅行総合保険に県費で加入することは必要と認められる。</p> <p>海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理する必要がある。</p>		
意見	職員海外派遣に係る海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえなが		

	ら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理すること。 (44 ページ)
--	---

(エ) 修学旅行生徒引率

● 修学旅行総合保険（引率教員分）

（平成 25 年度）

所 属	多度津高校	保 険 契 約	修学旅行総合保険（引率教員分）
保険会社等	東京海上日動火災保険㈱		
保険の目的	修学旅行中の事故に対応するため		
保険の対象	修学旅行引率教員		
保険の種類、 補償内容	傷害保険	死亡・後遺障害	1,000 万円
		入院日額	1 万円～10 万円
	損害保険	賠償責任	5,000 万円
		救援者費用	50 万円
		欠航補償	15,000 円
契約方法	随意契約（その他）		
支払保険料	10,840 円（10 名分）		
仕様書作成	無		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>多度津高校をはじめ、ほぼ全ての県立学校では、修学旅行引率教員分の保険料を県費で負担しているが、教員の自己負担としている高校が 1 校あった。</p> <p>保険の補償内容については、各学校で依頼している修学旅行取扱業者が取り扱っている保険商品の中から選定しているため、学校ごとに異なっている。</p> <p>旅行総合保険の加入単位として、生徒と教員を合わせた参加者全員の一律加入が条件とされているため、教員を除外した加入はできない。</p> <p>保険料を県費負担としていることから、修学旅行中の事故により傷害保険金が支払われた場合の公務災害補償制度との関係を整理しておく必要がある。</p>		
意見	<p>修学旅行に係る旅行総合保険について、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理すること。（高校教育課） (47 ページ)</p>		

(オ) 航海実習

● 香川丸遠洋航海 海外旅行総合保険

(平成 25 年度)

所 属	多度津高校	保険契約	実習船「香川丸」遠洋航海 海外旅行総合保険
保険会社等	日本興亜損害保険㈱		
保険の目的	実習船「香川丸」の遠洋航海中の事故に備えるため		
保険の対象	乗組員、指導教員及び生徒		
保険の種類、 補償内容	傷害保険	死亡・後遺障害	1,000 万円
	損害保険	傷害疾病治療	300 万円
		救援者費用	300 万円 (3 名まで)
契約方法	一般競争入札		
支払保険料	2,139,400 円 (28,150 円×76 名)		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>実習船「香川丸」の遠洋航海実習中の事故や疾病を補償するための保険である。予定価格が 100 万円以上であるため、一般競争入札で契約相手を決定している。</p> <p>香川丸遠洋航海に係る海外旅行総合保険については、修学旅行引率教員の旅行総合保険と同様に、職員も対象となっている。</p> <p>長期間の遠洋航海では、様々な危険に遭遇するリスクが高いこと、傷害・疾病について医療機関への高額な費用負担が発生する場合への十分な備えが求められること等を踏まえ、県費で旅行総合保険に加入する必要性は認められる。</p> <p>海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理する必要がある。</p>		
意見	<p>香川丸の遠洋航海に係る海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理すること。</p> <p style="text-align: right;">(47 ページ)</p>		

● 香川丸研修航海に係る傷害保険（沿岸航海）

（平成 25 年度）

所 属	多度津高校	保険契約	実習船「香川丸」沿岸航海 国内旅行傷害保険
保険会社等	㈱損害保険ジャパン		
保険の目的	実習船「香川丸」の研修航海中の事故に備えるため		
保険の対象	生徒、体験乗船者及び一般公開見学者		
保険の種類、 補償内容	傷害保険	死亡・後遺障害	1,000 万円
		入院日額	3,000 円
		通院日額	2,000 円
	損害保険	救援者費用	50 万円（2 名まで）
契約方法	随意契約（3 万円未満）		
支払保険料	59,356 円（計 213 名）		
仕様書作成	有		
保険事故件数	無		
特記事項	<p>実習船「香川丸」の研修航海中の事故や疾病を補償するための保険である。</p> <p>保険料 59,356 円は、平成 25 年度に実施した 6 航海において加入した傷害保険の保険料合計額である。</p> <p>生徒、体験乗船者及び一般公開見学者が保険の対象となっており、乗組員及び指導教員は公務災害補償の対象になるため、当該保険に加入していない。</p>		

第6 監査の意見

県は、様々な事故や災害時の損害等のリスクを想定し、万が一の場合の被害者の速やかな救済や、県の財政負担のてん補、補償事務負担の軽減などを目的に、各種保険に加入している。

保険契約に当たっては、保険加入の必要性や保険内容を詳細に検証するとともに、競争性の確保を基本に保険者の選定を行うなど、経済性、効率性、有効性の観点に立った手続を行うことが必要である。

今回の行政監査において、改善を要すると認められる事項は、以下のとおりである。

なお、各意見欄下の[]は、本報告書「第5 監査の結果 2 保険種別ごとの主な保険契約の概要」で保険契約ごとに説明したページを示す。

1 個別意見

ア 県立美術館等における各種保険について、加入の要否、保険対象、補償内容、契約手続等に関する考え方を整理すること。 (文化振興課)

[21・38・39 ページ]

県立美術館等でそれぞれ加入している保険(施設賠償責任保険、動産総合保険、フローター展示一貫保険)について、保険対象、補償内容、契約手続等が異なっている。県立美術館等における各種保険について、加入の要否、保険対象、補償内容、契約手続等に関する考え方を整理する必要がある。

イ 公用車の交通事故について、その原因の分析や職員への注意喚起などにより、事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。 (総務学事課、警察本部)

[18・19 ページ]

自動車総合保険では、保険事故が発生し、保険金が支払われると、保険料が増額されることがある。

交通安全の確保はもとより、自動車保険料の支払額を抑えるため、保険事故が起こったとき、事故原因の分析をするとともに、職員に対して事故情報の提供や事故防止の注意喚起を行うことも必要である。

ウ 職員海外派遣に係る海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理すること。 (人事・行革課)

[40 ページ]

長期にわたる職員海外派遣中の傷害、疾病、死亡等に対応するため、利便性の良い海外旅行総合保険に県費で加入することは必要と認められる。

海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理する必要がある。

エ ヘリコプターに係る航空保険で公務中の職員が対象に含まれるものについて、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理すること。
(危機管理課、警察本部)

[14・15 ページ]

ヘリコプターに係る航空保険の対象である搭乗者には、救助・救急時の被搬送者のほか、県職員（防災航空隊員、警察官等）も含まれている。同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理する必要がある。

オ 賠償責任保険の対象でない未供用区間の道路については、事故防止策を徹底するよう引き続き取り組むこと。
(道路課)

[22 ページ]

道路賠償責任保険は、県が管理する道路において、県の設置管理瑕疵に起因する事故が発生した場合に負担する賠償責任による損害をてん補するものであり、保険契約期間中に新たに供用された道路も対象道路とみなされる。

しかし、供用開始前の道路は本保険契約の対象外であり、この区間で事故が発生し県が賠償責任を負うことになった場合は、補償されない。

事故発生後は、未供用区間の道路について事故防止策を十分に講ずるようにしている。

カ 同一施設について、県と指定管理者がそれぞれ施設賠償責任保険に加入している場合は、指定管理者の保険に県を追加被保険者とする事で保険料支出の縮減ができないか検討すること。
(港湾課)

[23 ページ]

県では、高松港玉藻地区港湾施設内に駐車場を設置しており、県が施設設置者として賠償責任を問われる場合に備えて、同駐車場を含めた高松港玉藻地区港湾施設について施設賠償責任保険に加入し、同駐車場に指定管理者制度を導入した後も、引き続き施設賠償責任保険に加入している。

一方、同駐車場の指定管理者であるシンボルトワー開発株式会社においても、施設管理者として賠償責任を問われる場合に備えて、同駐車場について施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入している。

同一施設について、県と指定管理者がそれぞれ施設賠償責任保険に加入している場合は、指定管理者の保険に県を追加被保険者とする事で保険料支出の縮減ができないか検討する必要がある。

キ 県が管理する港湾施設の施設賠償責任保険について、経済性・効率性の観点から、保険期間をそろえて、一括して保険契約ができないか検討すること。

(港湾課)

[24 ページ]

県が管理する県内8か所の港湾緑地については、個別に施設賠償責任保険に加入している。保険期間が異なるため、施設ごとに加入し、それぞれ異なる保険会社と契約を締結している。このため、保険の一本化により、保険料支出の縮減と、事務の効率化ができないか検討する必要がある。

ク 医療事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。

(中央病院、白鳥病院)

[28・29 ページ]

各県立病院では、医療事故を未然に防止するため、院内管理体制の整備や職員研修の実施に加え、院内の医療安全推進委員会への医療事故の報告を厳格に求めるようにしている。また、こうした取組は保険料支出の縮減にもつながるものである。

ケ インターンシップに係る各種保険の内容を確認し、教育委員会として、各学校の実態に合わせた保険加入となるよう指導すること。 (高校教育課、特別支援教育課)

[31 ページ]

教育委員会が定めた学校会計負担区分では、インターンシップ実施に係る保険料は、公費負担を原則とすると定められている。

各県立高校のPTAが全生徒を対象に加入している「全国高P連賠償責任補償制度」では、インターンシップ活動も保険の対象となっている。そのため、PTAがこの制度に加入している学校の中には、インターンシップ活動のみを対象とする保険に県費では加入していない学校もある。

また、インターンシップ活動中の生徒のけが等については、生徒全員が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済で対応できるので、傷害保険に加入する必要はないにもかかわらず、県費で加入している学校がある。

このように、インターンシップに係る保険の加入について、各県立学校の取扱いが異なっているので、教育委員会として、実態に合わせた保険加入となるよう、各学校を指導する必要がある。

コ 修学旅行に係る旅行総合保険について、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理すること。
(高校教育課)

[41 ページ]

県立学校の教職員が、修学旅行で生徒を引率するときに加入する旅行総合保険では、傷害保険も含めた教職員分の保険料を県費で負担しており、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理する必要がある。

サ 香川丸の遠洋航海に係る海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理すること。

(高校教育課)

[42 ページ]

長期間の遠洋航海では、様々な危険に遭遇するリスクが高いこと、傷害・疾病について医療機関への高額な費用負担が発生する場合への十分な備えが求められること等を踏まえ、県費で旅行総合保険に加入する必要性は認められる。

海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理する必要がある。

2 着眼点ごとの共通意見

個別意見については、1で述べたとおりであるが、その他の所属では概ね適正に処理されている。

その他の留意事項を、共通意見として、以下のとおり取りまとめた。

ア 保険の対象、目的、金額等は適正に設定されているか。

<現状と課題>

各所属が、決定している保険内容は、概ね適正に設定されているが、一部に同種の保険契約でも、保険の対象や補償内容が異なっているものがある。

<共通意見>

リスクマネジメントの観点から、保険対象、補償内容及び特約条項等が適切に設定されているか、適宜確認すること。また、保険加入の基準や保険対象、補償内容等について、その考え方や基準などを定めることが望ましい。

イ 契約の相手方の選定は適正に行われているか、競争性は確保されているか。

<現状と課題>

保険契約は、金額に応じて競争入札又は随意契約の方法により締結されており、概ね適正に行われているが、保険料が低額のものについては仕様書が作成されていないものや、継続して特定の相手方と随意契約を行っているものがある。

保険契約については、定価という概念がなく、想定するリスクや保険料率、特約条項の内容等により各社の保険料が設定されるため、競争性、透明性、客観性、公正性が確保されるよう契約方法を十分に検討することが必要である。

<共通意見>

競争性、透明性、公正性を確保するため、必要に応じて仕様書を作成し、競争入札、公募その他の方法により保険者を決定すること。

ウ 毎年継続しているものについて、適宜、保険内容等の見直しを行っているか。

<現状と課題>

いずれの保険についても、毎年保険内容の見直しを行っているが、一部に特定の保険会社と同一の内容で保険契約を継続して締結している所属がある。

より適切な保険契約となるよう、更に検討を行うことが必要である。

<共通意見>

契約方法、保険対象、補償内容及び特約条項等が適切に設定されているか適宜比較検討を行い、より適切な保険契約となるよう努めること。

3 その他

ア 興行中止保険への加入について

平成 26 年度中に計画されていた県主催のイベントの中で、8 月に実施予定であった香川用水通水 40 周年記念の式典とイベントが、台風接近のため 11 月に延期されたことにより、結果的に業務委託料が約 5 割増額となっている。また、10 月に実施予定であった「かがわ福祉・介護フェア」が台風接近により中止となるなど、イベントが延期や中止となる最大の要因は、台風接近などの天候によるものが多い。

このため、屋外のイベントや夏季にイベントを開催するときは、イベントが中止になったときの費用負担と保険加入の費用を比較した上で、興行中止保険に加入することも考えられる。

イ ボランティア活動の保険について

県主催の行事でボランティアの参加者を募るとき、行事中の参加者のけがを補償するため傷害保険に加入していることがある。その場合、県が傷害保険に加入していることを、参加者にも周知しておくべきである。

ウ 保険の選定等業務について

多数の一般県民が参加するような大規模イベント等を開催する時は、主催者として、傷害保険や賠償責任保険等に加入しておくことが望まれる。

ただし、仕様書を作成し、最適な保険商品を選択して契約するには、専門的な知識が必要であり、中立的な立場で保険契約を媒介する「保険仲立人」に仕様書作成等の業務を委託することも検討する余地がある。

(保険仲立人制度は、保険業法の改正により平成 8 年 4 月 1 日から導入された。)

エ 指定管理者制度導入施設における保険加入について

指定管理者に管理権限が委任されると、指定管理者に課せられる賠償責任は、業務委託と比べて大きくなるため、協定等に基づき、指定管理者が保険に加入している。この場合において、施設設置者である県は保険に加入する必要はないものの、県が賠償責任を問われることもあるため、指定管理者が施設賠償責任保険に加入する際に、県を追加被保険者とすることも考えられる。

4 リスクマネジメントと保険契約について

保険契約を締結するに当たり、リスクマネジメントの観点から、直面するリスクの発生率や影響度等を慎重に分析した上で、手続を進める必要がある。

以下に、リスクマネジメントにおけるリスク移転手段としての保険契約手続の流れの一例を参考までに示しておく。

◎ リスクマネジメントにおけるリスク移転手段としての保険契約の手続

手 順	手 法 例
1 リスクの分析	
ア リスクの特定	どういった事故が、誰に又は何に及ぶかを想定・把握する。
イ リスクの整理	事故の発生率（可能性）を算定する。
	事故の原因（責任）の所在を把握する。
ウ リスクの評価	事故が発生した場合、被害額、損害額はどのくらいになるか算定する。
エ リスクの低減	事故の発生確率を小さくしたり、被害・損害の大きさを低減させたりすることができないか検証する。
オ リスクの制御	事故を回避・防止する方策を検討する。
2 リスクの保有又は移転の決定 （リスクの低いものについては付保の必要性は低い）	
3 リスクの移転	
ア 保険対象を決定	被保険者、保険の目的を決める。
	保険の種類を決定する。（損害保険か傷害保険か等）
	他の保険等で補てんされることはないか確認する。
イ 補償内容を決定	補償（保険金）の額を、どの程度にするか決定する。
	保険料の負担はどの程度まで可能か確認する。
ウ 保険契約締結	仕様書を作成し、保険商品選択する。
	入札又は見積書を徴収し、契約する。
4 事業の実施 （事故の回避や防止策を講じる。）	
5 リスク対応の点検	
ア 事故の把握	保険事故を把握するため、事故があれば報告を求める。
イ 保険事故の分析	保険金の支払対象となった事故について整理・分析する。
6 リスク対応の見直し	
保険の見直し	保険内容を精査し、必要なものについては内容を見直す。